

第2 資料編(目次)

I 大館市開発行為等の規制に関する規則	36
II 大館市開発指導要綱	39
III 大館市開発行為技術基準	42
IV 開発行為に伴う下水道(管布設)工事取扱要綱	47
V 開発行為等に伴う配水管布設工事取扱要綱	55
VI 諸様式	62
1. 国土交通省様式	62
・開発行為許可申請書	62
・資金計画書	63
・工事完了届出書	65
・公共施設工事完了届出書	66
・開発行為に関する工事の検査済証	67
・公共施設に関する工事の検査済証	68
・開発行為に関する工事の廃止の届出書	69
・建築物の新築、改築もしくは用途の変更又は 第一種特定工作物の新設許可申請書	70
2. 大館市規則様式	71
・公共施設管理者の同意書	71
・公共施設管理予定者との協議の経過書	72
・開発行為変更許可申請書	73
・開発行為変更届出書	74
・標 識	75
・設計説明書	76
・関係権利者の同意書	78
・開発登録簿(調書)	79

・開発許可標	-----	80
・工事完了公告前建築等承認申請書	-----	81
・建築制限緩和許可申請書	-----	82
・建築物概要書	-----	83
・予定建築物等以外の建築(建設、用途変更)許可申請書	-----	84
・地位承継承認申請書	-----	85
3. 大館市開発指導要綱 様式	-----	86
・公共施設管理予定者協議書	-----	86
・開発行為事前協議書	-----	87
・開発行為事業計画書	-----	88
・開発行為事前協議承認書	-----	90
・開発行為完了届	-----	91
・開発工事確認書	-----	92

2. 資料編

I. 大館市開発行為等の規制に関する規則

(趣旨)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第3章第1節の施行については、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(開発行為許可申請書の添付図書)

第2条 法第30条第1項の規定により市長に提出する開発行為許可申請書には、法及び省令に規定するもののほか、次に掲げる図書(主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う1ヘクタール未満の開発行為にあつては、第3号及び第4号に掲げるものを除く。)を添付しなければならない。

(1)開発区域の登記事項証明書

(2)造成計画面積求積図(縮尺1,000分の1以上)

(3)申請者の登記事項証明書(個人にあつては、住民票の写し。以下同じ。)、事業経歴書及び納税証明書(最近2箇年における国税又は県税に係るもの)

(4)工事施行者の登記事項証明書、事業経歴書及び建設業の許可証明書

(5)その他市長が必要と認める図書

(開発行為変更許可申請書の添付図書)

第3条 法第35条の2第2項の規定により市長に提出する申請書には、省令に規定するもののほか、前条に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。

(開発許可の表示)

第4条 開発許可を受けた者は、当該開発行為に係る工事の期間中、工事現場の見やすい場所に標札を掲示しなければならない。

(工事完了公告前の建築等の承認申請)

第5条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1)建築物又は特定工作物の配置図及び平面図(縮尺500分の1以上)
- (2)土地の利用に関する権利を有することを証する書類
- (3)開発許可を受けた者の同意書
- (4)その他市長が必要と認める図書

(建築制限の緩和の許可申請)

第6条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1)建築物概要書
- (2)位置図(縮尺2,500分の1以上)
- (3)建築物平面図(縮尺500分の1以上)
- (4)建築物立面図(縮尺200分の1以上)
- (5)建築物断面図(縮尺200分の1以上)

(予定建築物等以外の建築等の許可申請)

第7条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、申請書に次に掲げる図書を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1)建築物又は特定工作物の配置図及び平面図(縮尺500分の1以上)
- (2)土地の利用に関する権利を有することを証する書類
- (3)その他市長が必要と認める図書

(地位の承継の承認申請)

第8条 法第45条の規定による承認を受けようとする者は、申請書に同条に規定する権利又は権原を取得したことを証する書面を添付して、市長に申請しなければならない。

(開発許可申請書等の提出部数)

第9条 法及び省令並びにこの規則により市長に提出する申請書等及びこれらの添付図書の提出部数は、申請書及びその添付図書の提出にあつては正本及び副本各1部とする。

(申請書等の様式)

第10条 次に掲げる書類の様式は、市長が別に定める。

- (1) 公共施設管理者の同意書 様式第1号
- (2) 公共施設管理者との協議の経過書 様式第2号
- (3) 開発行為変更許可申請書 様式第3号
- (4) 開発行為変更届出書 様式第4号
- (5) 標識 様式第5号
- (6) 設計説明書 様式第6号
- (7) 関係権利者の同意書 様式第7号
- (8) 開発登録簿(調書) 様式第8号
- (9) 標札 様式第9号
- (10) 工事完了公告前建築等承認申請書 様式第10号
- (11) 建築制限緩和許可申請書 様式第11号
- (12) 建築物概要書 様式第12号
- (13) 予定建築物等以外の建築等許可申請書 様式第13号
- (14) 地位承継承認申請書 様式第14号

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に本市において開発行為の規制に関する規則(昭和46年秋田県規則第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

Ⅱ．大館市開発指導要綱

(昭和 54 年 6 月 30 日)

(目的)

第1条 この要綱は、大館市において施行される開発行為について開発事業者の協力を求め、無秩序な市街化、環境の破壊及び災害を防止するため都市計画法(昭和43年法律第100号以下「法」という。)に定めのあるもののほか、開発事業者がなすべき必要な基準等を定め住みよい環境と秩序ある良好な都市整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う都市計画区域内にあっては1,000㎡以上、都市計画区域外にあっては3,000㎡以上の土地の区画形質の変更という。この場合において、計画的に数年にわたって実施し、その完成後の面積がそれぞれ1,000㎡以上又は3,000㎡以上となる場合も、これを開発行為とみなす。
- (2) 開発事業者とは、開発行為を行う者をいう。
- (3) 開発区域とは、開発行為をする土地の区域をいう。
- (4) 公共施設とは、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、水路、給水施設及び消防の用に供する貯水施設をいう。
- (5) 公益施設とは、福祉、教育、集会、文化、行政管理、保健医療、住民交流、住民サービス、輸送等居住者の共同の福祉のために必要な施設をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱は、大館市の全域において開発行為を行う開発事業者に適用する。但し、面積に係る要件以外で法に基づく適用除外の開発行為については、別途市長と協議するものとする。

(事前協議)

第4条 開発事業者は、農地転用許可及び道路位置指定など開発行為に伴う法令

に定められた申請を行う前に、あらかじめ開発行為事前協議書(以下「事前協議書」という。)を市長に提出し、関連公共施設などの整備に関する必要な協議をしなければならない。また、開発行為を変更しようとする場合においても、同様とする。

(開発計画の基準)

第5条 開発行為の計画は、法第33条の開発許可の基準に適合していることはもとより、別に定める「大館市開発行為技術基準」に適合させるものとする。

2 開発区域内に道路、公園、上・下水道、その他の都市施設及び地域地区等に関する都市計画、並びに「開発指導基本計画」等が定められている場合は、当該開発行為をこれに整合させるものとする。ただし、「開発指導基本計画」との整合にあつてはその利用用途及び周囲の環境等に応じ変更できるものとする。

(公共公益施設の土地の帰属)

第6条 開発行為により設置される公共公益施設の土地については、開発事業者が自ら管理するもの又は協議により管理者を大館市以外に定めたものを除き、法に基づく開発行為完了公告の翌日に大館市に帰属し、又は工事完了検査に合格後大館市に寄附採納するものとする。

(公共公益施設の管理)

第7条 開発行為により設置される公共公益施設については、他の法律に基づく管理者が大館市以外にあるとき又は協議により管理者を大館市以外に定めたときを除き、法に基づく開発行為完了公告の翌日から、又は工事完了検査に合格し大館市に寄附採納後、大館市が管理するものとする。

(開発計画の承認)

第8条 市長は、事前協議書を審査し、当該開発行為が適正と判断したときは、開発事業者に必要な事項を通知するものとする。

(土地の立ち入り及び工事完了検査)

第9条 市長は、開発区域内の土地に関係職員に立ち入らせ、工事の状況を調査させることができるものとする。

2 開発事業者は、開発行為に関する工事が完了したときは、その旨を市長に届け出

るとともに当該工事が協議の内容に適合しているかどうかについて、検査を受けるものとする。

(被害の補償)

第10条 開発事業者は、開発行為に伴い工事中に与えた損害について、その保障の責を負うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項について必要があるときは、別に市長と開発事業者が協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和54年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月10日から施行する。

Ⅲ. 大館市開発行為技術基準

第1章 総則

第1節 目的

この大館市開発行為技術基準は、大館市開発指導要綱の施行に関し、都市計画法第33条の「開発許可の基準」に定めること以外について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 調査

第1節 調査

開発事業者は、開発行為の計画に着手する前に、次に掲げる調査を行うものとする。

(1) 予備調査

- ① 既存の関係資料(地形図、地質図、周辺の他工事の土質・地質調査報告書等)の収集整理により地形及び地質の調査
- ② 道路の位置及び利用状況等の調査
- ③ 河川、水路、下水道その他の排水施設の位置及び利用状況等の調査
- ④ 電気、電信電話施設の位置及び利用状況等の調査
- ⑤ 給水施設の位置及び利用状況等の調査
- ⑥ 消防水利施設の位置及び利用状況等の調査
- ⑦ その他公共施設等の位置及び利用状況等の調査
- ⑧ 埋蔵文化財及び指定文化財の調査
- ⑨ 急傾斜地崩壊危険区域等、法令等で指定された区域の調査

(2) 本調査

開発事業者は、開発行為の事前協議に先立ってボーリング調査又はサウンディング調査を行うものとする。ただし、都市計画区域内で開発区域の面積が1,000㎡以上3,000㎡未満又は都市計画区域外で開発区域の面積が3,000㎡以上10,000㎡未満の開発行為(以下「ミニ開発」という。)にあつては、開発区域周辺の地質調査結果によりボーリング調査等を省略することができるものとする。

なお、沼地等軟弱な地盤については、ボーリング等十分な地質調査を行い、造成後に地盤沈下等が生じないよう必要な措置をとるものとする。

第3章 公共施設

第1節 道路及び水路

- (1) 道路計画は、開発指導基本計画が定められている地域についてはこれを適合させ、それ以外の地域については別途市長と協議して定めるものとする。
- (2) 道路幅員は6m以上を原則とする。
- (3) 道路の横断勾配は 1.5%～2.0%を標準とする。
- (4) 道路は、原則舗装するものとし、路盤工については別途市長と協議するものとする。
- (5) 道路には、雨水等を有効に排水するため幅 300 mm以上の落蓋式側溝を使用し、コンクリート既製品を原則とする。
- (6) 側溝にはコンクリート蓋を設置し、維持管理のため鋼製グレーチング蓋を 20mに 1箇所設置することを原則とする。
- (7) 側溝等の最小勾配は、0.3%程度とする。
- (8) 道路には電柱等、交通・除雪に支障をきたす障害物を設置しないことを原則とする。
- (9) 開発区域内の雨水等を有効に排出するため、必要がある場合は区域外であっても側溝、排水路等を設け、流出可能な河川水路等に接続することを原則とする。
- (10) 上記2号から7号までの規定は大館市に帰属又は寄附採納されない道路にあっては、この限りではないものとする。

第2節 公園、緑地及び広場

- (1) 公園、緑地及び広場(以下「公園等」という。)は、道路に接して配置し、できるだけ平坦かつ整形に整地し、公園緑地と民有地の境界には外柵等を設け、出入口には脱着式の車止めを設置する。
- (2) 公園等の緑化工事及び遊戯施設の設置等については、別途市長を協議して定めるものとする。
- (3) 公園等内に電柱を設置する場合は別途市長と協議するものとする。
- (4) 上記第1号から第3号までの規定は、ミニ開発においてはこの限りではないもの

とする。

第3節 下水道

- (1) 大館市公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業(以下「下水道事業」とする)の供用区域内及び事業認可区域内、又は計画区域内の開発行為については、「開発行為等に伴う下水道(管布設)工事取扱要綱」に従い、別途管理者と協議するものとする。
- (2) 下水道の計画及び設計の基準は、社団法人日本下水道協会発行の「下水道施設計画・設計指針と解説」によるものとする。
- (3) 農業集落排水事業区域に関わる開発行為等については、下水道事業の「開発行為等に伴う下水道(管布設)工事取扱要綱」を準拠する。

第4節 給水施設

大館市上水道給水区域内の開発行為については、大館市の上水道を使用することを原則とし、給水施設の設置については「開発行為に伴う配水管布設工事取扱要綱」に従い、別途管理者と協議するものとする。

第5節 消防水利

消防水利については、「大館市消防水利の設置に関する指導要綱」に従い、別途大館市消防本部消防長と協議するものとする。

第6節 ごみ一時預かり所

- (1) ごみ一時預かり所(以下「ごみステーション」という。)については、宅地分譲を目的とする開発行為の場合、開発事業者が設置するものとする。ただし、町内会と協議し、町内管理のごみステーションの使用が可能な場合は、この限りではない。
- (2) ごみステーションの管理については、開発事業者もしくは町内会が行うものとする。
- (3) ごみステーションの設置場所については、別途市長と協議するものとする。

第7節 防犯灯

防犯灯については、宅地分譲を目的とする開発行為をしようとする場合、開発区域及びその周辺地域の防犯及び安全対策として必要があるときは、防犯灯を下記の

とおり協議のうえ設置するものとする。

- (1)防犯灯に使用する灯具はLED(10w以内のもの)とする。
- (2)防犯灯は戸数5戸以上の区域内においては、概ね50mに1基設置するものとし、その他の区域においては、概ね電柱1本おきの間隔で設置するものとする。
- (3)防犯灯の管理については、町内会等に引き継ぐまでは、開発行為者が管理するものとする。
- (4)防犯灯の設置場所等については、事前に市ならびに町内会等と協議するものとする。

第8節 その他

開発行為により設置する公共公益施設について、すべての人が安全かつ快適に生活できるような日常生活又は社会生活を営むことができる社会を形成するため、「秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例及び施行規則」の規定により設置するよう努めるものとする。

第4章 工事及び完了検査

第1節 工事の施工

- (1) 開発事業者は、工事の施工に当たっては、優良で低廉な住宅供給を基本理念とし、常に施工技術の確保に努めるものとする。
- (2) 開発事業者は、工事の施工に当たっては、秋田県建設交通部制定の土木工事共通仕様書に準拠し、現場管理及び施工管理を実施するものとする。
- (3) 開発事業者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、速やかに必要な措置を講ずると共に市長に事故を速報し、その後当該事故発生に関する報告書を提出するものとする。
- (4) 開発事業者は、工事中周辺住民から苦情又は意見等があった場合は、誠意を持って対応するものとする。
- (5) 開発事業者は、開発区域外の工事用運搬路を破損した場合は補修するものとし、補修を行った場合は、その状況が確認できるように写真を撮りそれを記録するものとする。

第2節 工事の完了

(1) 開発事業者は、開発区域の全部について工事が完了した場合、開発行為及びミニ開発にあつては工事完了届出書を次の図書を添付して提出するものとする。

- ① 出来高管理図表又は出来高結果表
- ② 工事写真
- ③ 中間検査時の試験、検査結果表

第3節 工事の検査

(1) 都市計画法に基づく開発行為及び大館市開発指導要綱に基づく開発行為の完了検査については、大館市の開発行為担当課職員及び該当する公共公益施設の担当課職員がこれを検査するものとする。

(2) 中間検査は、主として工事完成後明視できない箇所を大館市の開発行為担当課職員及び該当する公共施設担当課職員が検査するものとする。

IV. 開発行為に伴う下水道(管布設)工事取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大館市公共下水道事業(以下「下水道事業」という。)の計画区域で、開発行為等に伴い下水道を使用するために必要な下水道施設の計画、設計、施工をする場合の工事の適正化と費用負担及び維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の開発行為により許可申請があった場合で、同法第33条第1項第3号に該当する場合。
- (2) 前号にかかわらず、下水道事業の共用区域内、認可区域内、計画区域内のいずれかの区域内において許可申請があった場合。
- (3) 前号の区域外であっても、区域外流入により下水道を使用する場合。

(資格)

第3条 下水道の計画、設計及び工事の監督監理は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)第22条第1項の規定に基づき、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条に定める資格者が行うものとする。

(設計基準)

第4条 下水道管の布設計画及び設計基準は、法及び大館市下水道条例(平成3年条例第25号。以下「下水道条例」という。)に定めるもののほか、建設省都市局下水道部監修の「下水道施設計画・設計指針と解説」並びに「大館市公共下水道基本計画」等に準拠するものとする。

(使用資材)

第5条 下水道工事に使用する主要な資材は、社団法人日本下水道協会規格(JSWAS)製品又は同等品とし、マンホール鉄蓋及び公共柵蓋は市が定めたデザイン蓋とする。なお、これ以外の資材については日本工業規格(JIS)製品等とする。

(事前協議)

第6条 申請者は、下水道施設の設計に際し、あらかじめ次の各号について別に定める事前協議書に基づき、公共下水道管理者(以下「管理者」という。)と協議しなければならない。

- (1) 開発区域の場所及び規模
- (2) 開発する目的
- (3) 工事の予定時期及び下水道使用開始予定時期
- (4) 下水道計画の規模及び構造
- (5) 周辺の既設下水道施設の状況
- (6) 開発行為等で設ける施設の維持管理の方法
- (7) 関係法令に基づく許可又は協議の状況
- (8) その他協議に必要な事項

(申請)

第7条 申請者は、前条の協議が整った後、下水道条例第29条に基づき、大館市下水道条例施行規程(平成17年管理規程第1号)第21条第1項に定める公共下水道行為の許可(変更)申請書を、管理者に提出しなければならない。また、大規模な開発等においては法第16条に基づき管理者の承認を受けなければならない。

(費用負担)

第8条 前条の規定による申請の許可又は承認を受けた工事に要する費用は、すべて申請者の負担とする。ただし、管理者が必要と認めた場合はこの限りでない。

(受益者負担の減免)

第9条 大館都市計画事業受益者負担金に関する条例(平成3年条例第26号)第12条第2項第5号の規定による負担金の減免を受けるときは、同条第3項に基づき、大館都市計画事業受益者負担金に関する条例施行規則(平成17年管理規程第3号)第11条に定める下水道事業受益者負担金減免申請書を提出しなければならない。

(完成検査)

第10条 申請者は、当該工事完成時には遅滞なく工事完了届を管理者に提出し、

完成検査を受けなければならない。

(施設の所有権及び維持管理)

第11条 この要綱により申請者が工事した施設を管理者に無償で帰属するものとする。

また、帰属した施設の維持管理は管理者が行うものとする。

2 前項の帰属は、完了検査後申請者が公共施設(公共下水道)の引継書の提出をもって行うものとし、提出日をもって管理者が維持管理する施設とみなす。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

事前協議書

平成 年 月 日

大館市水道事業等管理者 様

申請人
住 所
商号又は名称
氏 名
電 話 番 号

下記により下水道管布設工事について協議します。

(1) 申請の場所 及び規模	申請場所			
	計画面積	m ²	区画数	
(2) 開発の目的				
(3) 時 期	工 事 予 定	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
	供用開始予定	平成 年 月 日		
(4) 下水道管布設計画	規模及び構造	下水道管布設口径		
		布 設 延 長		
	集合住宅等の有無	有 棟 : 無		
(5) 周辺の既設下水道管 及び排水設備の状況				
(6) 開発行為等で設ける 施設の維持管理方法				
(7) 関係法令に基づく 許可又は協議の状況				
(8) その他協議に 必要な事項				

様式第23号(第21条関係)

公共下水道行為の許可(変更)申請書

年 月 日

大館市水道事業等管理者 様

住 所

氏 名

印

電 話

(

)

大館市下水道条例第29条の規定により、関係書類を添えて申請します。

設 置 場 所		
設 置 物 件		
設 置 目 的		
使 用 期 間 (工 事 期 間)	年 月 日から 年 月 日まで	
設 置 面 積 及 び 延 長	面 積	m ²
	延 長	m
工 事 施 工 者	住 所	
	氏 名	
添 付 書 類	1 位置図 2 平面図 3 構造図 4 その他	

公共下水道行為の許可(変更)決定通知書

年 月 日

様

大館市水道事業等管理者

印

年 月 日付けで申請のあった行為について、次のとおり決定したので通知します。

決 定 区 分	1 許可する 2 許可しない	
許 可 不 可 理 由		
設 置 場 所		
設 置 物 件		
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
設 置 面 積 及 び 延 長	面 積	m ²
	延 長	m
条 件		

(第 10 条関係)

開 発 行 為 許 可 番 号	第 号
--------------------	-----

工事完了届(公共下水道行為)

平成 年 月 日

大館市水道事業等管理者 様

申 請 者
住 所
商号又は名称
氏 名 印
電 話 番 号
工事施工者
住 所
商号又は名称
氏 名 印
電 話 番 号

次のとおり公共下水道行為に伴う工事が完成したので、お届けします。

工 事 場 所	
工 事 期 間	着 工 平 成 年 月 日 完 成 平 成 年 月 日
完 成 年 月 日	平 成 年 月 日
完 成 図 書	1 位 置 図 2 平 面 図 3 構 造 図 4 その他

平成 年 月 日

公共施設(公共下水道)の引継書

大館市水道事業等管理者 様

住 所

氏 名

電 話

大館市下水道条例第 29 条第 1 項の申請による(公共下水道行為の許可)工事が完了したので関係書類を添えて引継ぎいたします。

設置場所		
設置物件		
設置目的		
設 置 期 間	平成 年 月 日から	
	平成 年 月 日まで	
設置物件	下 水 道 管	
	マ ン ホ ー ル	
	公 共 枿	
	そ の 他	
工 事 施 工 者	住 所 氏 名	
添付書類	1. 位 置 図 2. 平 面 図 3. 構 造 図	

V. 開発行為等に伴う配水管布設工事取扱要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、大館市上水道事業及び簡易水道事業(以下「水道事業」という。)の区域内に、申請者が開発行為等に伴い給水するために必要な配水管布設の計画、設計、施工する場合の工事の適正化と費用負担、給水施設、消防水利施設及びこれに関する用地の維持管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(開発行為等の範囲)

第2条 開発行為等の範囲は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1)都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の開発行為により許可申請があった場合で、同法第33条1項4号に規定する給水施設で配水管の口径が50ミリメートル以上100ミリメートル以下のとき。
- (2)前号にかかわらず、水道事業の配水管が整備されていない区域において申請があったとき。

(事前協議)

第3条 申請者は、給水施設の設計に際し、次の各号について事前協議書(様式第1号)に基づき、あらかじめ大館市公営企業管理者(以下「管理者」という。)と協議しなければならない。

- (1)開発区域の場所及び規模
- (2)開発する目的
- (3)工事の予定時期及び給水開始予定時期
- (4)配水管布設計画の規模及び構造
- (5)周辺の既設配水管及び給水管の状況
- (6)大館市消防本部との協議に基づく消防水利施設の配置
- (7)配水管及び消防水利施設に要する用地の維持管理の方法
- (8)関係法令に基づく許可又は協議の状況
- (9)その他協議に必要な事項

(給水の申込み)

第4条 申請者は、前条の協議が整った後、大館市水道給水条例(平成 10 年条例第 8 号。以下「給水条例」という。)第5条及び大館市給水条例施行規程(平成 10 年管理規程第 2 号。以下「施行規程」という。)第3条に基づき、給水装置申込承認申請書に配水管布設申請書(様式第2号)を添付し、管理者に提出しなければならない。

(配水管布設の計画、設計の基準及び工事の施工)

第5条 配水管布設の計画、設計及び工事の施工は給水条例第8条に規定する指定工事業者で、かつ、大館市水道施設工事等入札制度実施要綱(平成17年4月1日施行)第7条の大館市水道施設工事業者等級格付名簿に登録されたC等級格付と同等以上の資格を有すると認められる者が行わなければならない。

2 配水管の布設計画及び設計の基準は、日本水道協会発行の「水道施設設計指針」及び全国水道協議会発行の「水道事業実務必携」によるものとする。

(1) この要綱により布設できる配水管の口径は50ミリメートル以上100ミリメートル以下とし、管種について口径75ミリメートル以上はダクタイル鋳鉄管を基本とする。ただし、その他の管種を使用する場合は、理由書及び構造計算書等を添付し協議するものとする。なお、その他の資材については管理者が指定するものとする。

(2) 第3条により申請した配水管布設路線と水道事業の配水管整備計画路線が同一である場合は、水道事業の配水管整備計画路線の口径に基づき施工しなければならない。ただし、これに要する費用の差額は水道事業で負担することができる。

(3) 第3条により申請した配水管布設路線に既設補助管及び給水管が埋設されている場合は、すべて申請した配水管から切替するものとし、これに要する費用は申請者の負担とする。ただし、管理者が必要と認めた場合はその限りでない。

(4) 申請した配水管が末端となる場合は、原則として排水弁を設けなければならない。

(手数料の徴収)

第6条 管理者は、配水管布設工事の申請を審査し、資材検査及び完成検査するため申請者から給水の申込みの際、手数料を徴収する。

2 前項の手数料の額は、工事価格の100分の3とする。

- 3 申請者は、前項の手数料を管理者が発行する納付書により指定する期日まで、大館市公営企業会計規程(昭和 52 年管理規程第 1 号)第2条第4号及び第5条第1号に基づき納付しなければならない。
- 4 納付した手数料は、還付しないものとする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。

(完成検査)

第7条 申請者は、当該工事が完成した場合遅滞なく、配水管布設工事完了届を管理者に提出し、大館市公営企業工事検査規程(昭和 63 年管理規程第 8 号)に基づく検査員の完成検査を受けなければならない。

(施設の所有権)

第8条 前条の完成検査に合格したすべての水道施設は、その所有権を管理者に無償で帰属するものとする。

- 2 申請者は、完成検査に合格した場合、申請者及び指定工事業者の双方が署名捺印した工事完成引渡し書(以下「引渡し書」という。様式第3号。)を提出するものとする。
- 3 第1項の帰属する月日は、管理者が引渡し書を受領した日とする。

(給水開始時期)

第9条 前条の水道施設への給水の開始時期は、原則として前条の書面の提出後とする。

(施設に要する用地の取扱い)

第10条 この要綱に基づく給水に必要な用地が、大館市以外の所有の場合、申請者が取得し、管理者と土地の無償貸借等して管理者が指示するとおり施設管理用地として適正に維持管理しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

第6条関係

事前協議書

年 月 日

大館市水道事業等管理者 様

申請人

住 所

商号又は名称

氏 名

下記により水道管布設工事について協議します。

(2) 申請の場所 及び規模	申請場所			
	計画面積	m ²	区画数	
(2) 開発の目的				
(3) 時期	工事予定	平成 年 月 日～平成 年 月 日		
	給水開始予定	平成 年 月 日		
(4) 配水管布設計画	規模及び構造	配水管布設口径	mm	
		布設延長	m	
	集合住宅等の有無	有 棟: 無		
(5) 周辺の既設配水管 及び給水管の状況				
(6) 大館市消防本部との協 議に基づく消防水利				
(7) 配水管及び消防水利施 設に要する用地の 維持管理方法				
(8) 関係法令に基づく 許可又は協議の状況				
(9) その他協議に必要な 事項				

(第4条関係)

配水管布設申請書

平成 年 月 日

大館市水道事業等管理者 様

申請者	住所	
	商号又は名称	
条件変更等に対する措置	下記申請場所の配水管布設工事に関し、「大館市水道供給条例」及び「開発行為に伴う配水管布設工事取扱要綱」に基づき施工いたしたく申請いたします。 また、当該工事内容が申請内容と一致しないときは管理者と協議すると共に、必要であると認められた場合は管理者の指示に従い申請内容を訂正又は変更し施工いたします。 <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 印</p>	
配水管布設申請場所	大館市	
設計及び工事の施工条件変更等に対する措置	特定工事業者名	
	上記配水管布設工事に関し責任をもって設計及び施工し、当該工事内容が申請内容と一致しないときは遅滞なく管理者に報告すると共に、必要があると認められた場合は管理者の指示に従い申請内容を訂正又は変更し施工いたします。 <p style="text-align: right;">代表者氏名 印</p>	
添付書類	・施工平面図(S=1/500)及び配管詳細図 ・設計書(予算書) ・開発行為の許可証	
※指示事項		

※欄は記入しないでください。

(第10条関係)

工 事 完 成 引 き 渡 し 書

平成 年 月 日

大館市水道事業等管理者 様

申請者 住所
商号又は名称
氏名

施工者 住所
商号又は名称
氏名

下記の開発行為に伴う配水管布設工事が完了しましたので引き渡します。

工 事 場 所	大館市		
完 成 年 月 日	平成 年 月 日		
完 成 検 査 年 月 日	平成 年 月 日		
引 き 渡 し 施 設 の 概 要	全延長 L= m	直管類 D I P L= m H I V P L= m P P L= m	
	弁 類 基	制水弁(ソフトシール)青 基 制水弁(ソフトシール)青 基 排泥弁(ソフトシール)青 基	
	その他		

VI. 諸様式

1. 国土交通省様式

(1)別記様式第二の二(第十六条関係)

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第2項の規定により、開発行為の許可を申請します。		※手数料欄
年 月 日		
様		
許可申請者 住所		
氏 名		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	平方メートル
	3 予 定 建 築 物 等 の 用 途	
	4 工 事 施 行 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
	7 自己の居住の用に供するもの、 自己の業務の用に供するもの、 その他のものの別	
	8 その他必要な事項	
※ 受 付 番 号	年 月 日	第 号
※ 許 可 に 付 し た 条 件		
※ 許 可 番 号	年 月 日	第 号

- 備考 1 許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 許可申請者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

資金計画書

1 収支計画

(単位 千円)

科 目		金 額
収 入	処 分 収 入 住 宅 処 分 収 入 ○ ○ ○	
	補 助 負 担 金 ○ ○ ○	
	○ ○ ○	
	計	
支 出	用 地 費 工 事 費 整 地 工 事 費 道 路 工 事 費 排 水 施 設 工 事 費 給 水 施 設 工 事 費 ○ ○ ○	
	附 帯 工 事 費 事 務 費	
	借 入 金 利 息 ○ ○ ○	
	計	

2 年度別資金計画

(単位 千円)

科 目		年 度				計
		年度	年度	年度	年度	
支 出	事 業 費					
	用 地 費					
	工 事 費					
	附 帯 工 事 費					
	事 務 費					
	借 入 金 利 息					
	○ ○ ○					
	借 入 償 還 金					
	○ ○ ○					
	計					
収 入	自 己 資 金					
	借 入 金					
	○ ○ ○					
	処 分 収 入					
	宅 地 処 分 収 入					
	○ ○ ○					
	補 助 負 担 金					
	○ ○ ○					
	○ ○ ○					
	計					
	○					
借 入 金 の 借 入 先						

(3)別記様式第四(第二十九条関係)

工事完了届出書

年 月 日

様

届出者 住所
氏名

都市計画法第36条第1項の規定により、開発行為に関する工事
(許可番号 平成 年 月 日 第 号)が下記のとおり完了しましたので
届け出ます。

記

1 工事完了年月日 年 月 日

2 工事を完了した開発区域
又は工区に含まれる地域
の名称

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

備 考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 許可申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

3 ※印のある欄は記載しないこと。

(4)別記様式第五(第二十九条関係)

公共施設工事完了届出書

年 月 日

様

届出者 住 所

氏 名

都市計画法第36条第1項の規定により、公共施設に関する工事(許可番号
年 月 日 第 号)が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

- 1 工事完了年月日 年 月 日
- 2 工事を完了した公共施設が
存する開発区域又は工区に
含まれる地区の名称
- 3 工事を完了した公共施設

※ 受 付 番 号	年 月 日 第 号
※ 検 査 年 月 日	年 月 日
※ 検 査 結 果	合 否
※ 検 査 済 証 番 号	年 月 日 第 号
※ 工 事 完 了 公 告 年 月 日	年 月 日

- 備 考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 許可申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。

(5)別記様式第六(第三十条関係)

開発行為に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

様

下記の開発行為に関する工事は、 年 月 日検査の結果都市計画法第29条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

1 許可番号 年 月 日 第 号

2 開発区域又は工区に
含まれる地域の名称

3 許可を受けた者の住所および氏名

(6)別記様式第七(第三十条関係)

公共施設に関する工事の検査済証

第 号
年 月 日

様

下記の公共施設に関する工事は、年 月 日検査の結果都市計画法第29条の規定による開発許可の内容に適合していることを証明します。

記

- 1 許可番号 年 月 日 第 号
- 2 工事が完了した公共施設が存する開発区域
又は工区に含まれる地域の名称
- 3 工事を完了した公共施設
- 4 許可を受けた者の住所および氏名

開発行為に関する工事の廃止の届出書

年 月 日

様

届出書 住 所

氏 名

都市計画法第38条の規定により、開発行為に関する工事(許可番号 年
月 日 第 号)を下記のとおり廃止しましたので届け出ます。

記

- 1 開発行為に関する工事を 年 月 日
廃止した年月日
- 2 開発行為に関する工事の
廃止に係る地域の名称
- 3 開発行為に関する工事の 平方メートル
廃止に係る地域の面積

備 考 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 許可申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

(8)別記様式第九(第三十四条関係)

建築物の新築、改築もしくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書

<p>都市計画法第43条第1項により、</p> <p style="text-align: center;"> (建 築 物 第 一 種 特 定 工 作 物) の (新 築 改 築 用 途 の 変 更 新 設) </p> <p>の許可を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">許可申請者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p>		<p>※手数料欄</p>
1	建築物を建築しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目および面積	
2	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	
3	改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	
4	建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第8号の2まで又は令第36条第1項第3号口からホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記事およびその理由	
5	その他必要な事項	
※ 受 付 番 号		年 月 日 第 号
※ 許 可 に 付 し た 条 件		
※ 許 可 番 号		年 月 日 第 号

- 備考 1 許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 許可申請者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新築をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。

2. 大館市規則様式

様式第 1 号(第 9 条関係)

公共施設管理者の同意書

年 月 日

様

公共施設管理者 住 所

氏 名 印

次の開発行為は、管理上支障がないものと認め、同意します。

- 1 関係する公共施設
- 2 開発許可の申請者住所及び氏名
- 3 開発区域の所在及び地番
- 4 開発区域の面積
- 5 開発行為の目的

公共施設管理予定者との協議の経過書

開発区域に含まれる地域の名称			
公 共 施 設 の 名 称			
協 議 項 目	協 議 内 容	協 議 結 果 (条 件)	
設 計			
管 理 方 法			
土 地 の 帰 属			
費 用 の 負 担			
そ の 他			
協議年月日 年 月 日		開発許可申請者 住 所 氏 名	
		管理予定者住所 氏 名	

年 月 日

大館市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

開発行為変更許可申請書

都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により、開発行為の変更の許可を申請します。

開 発 行 為 の 変 更 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	
	2 開発区域の面積	
	3 予定建築物等の用途	
	4 工事施行者住所氏名	
	5 法第34条の該当号及び該当する理由	
	6 その他必要な事項	
開発許可の許可番号		年 月 日 第 号
変更の理由		
※ 受付番号		年 月 日 第 号
※ 変更の許可に付した条件		
※ 変更の許可の許可番号		年 月 日 第 号

備考 1 ※印のある欄は、記載しないでください。

- 2 「開発区域の面積」の欄は、平方メートルを単位として記載してください。
- 3 「法第 34 条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化調整区域内において行われる場合に記載してください。
- 4 「その他必要な事項」の欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載してください。
- 5 開発行為の変更の概要(「その他必要な事項」を除く。)は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載してください。

大館市長 様

届出者 住 所
氏 名

開発行為変更届出書

都市計画法第 35 条の 2 第 3 項の規定により、開発行為の変更について、次のとおり届け出ます。

1 変更に係る事項

2 変更の理由

3 開発許可の許可番号 年 月 日 第 号

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

都市計画法による命令の公示

（土地又は工作物等の）所在地

命令を受けた者の氏名

この（土地又は工作物等）は、都市計画法に違反しているので、 年 月 日付
けで、同法第 81 条の規定により、 を命じた。

注 1 この標識を損壊した者は、公用文書等毀棄罪で罰せられます。

2 この命令に違反して、 を行った場合は、罰せられます。

3 年 月 日

〔	水道事業者名	〕	に対して	〔	水道	〕	の供給の申込みの承諾を
	電気事業者名				電気		

保留するよう要請しています。

年 月 日

大館市長

様式第6号（第9条関係）

設計説明書

		(1) 設計者 住所氏名						
(2) 開発区域に含まれる地域の名称				(3) 申請者氏名				
設計方針	(4)目的							
	(5)基本方針							
土地の現況	(6)地域 (地区、街区等)	都市計画区域			用途地域		その他	
	(7)地目	区分	宅地	農地	山林	その他	合計	
		面積						
		比率					100%	
	(8)所有別	区分	自己所有	買収予定	地主還元	その他	合計	
		面積						
		比率					100%	
(9)土地の地形、地質及び措置								
(10)土地の利用計画	区分	宅地用地	道路用地	公園緑地 広場用地	その他	合計		
	面積							
	比率					100%		
(11)備考								
(12)街区の計画								
公共 共用 施設 等 整備 計画	種類	計画概要				管理予定者		
	(13)道路	幅員 延長 勾配 路面 接続道路名及び管理者						
	(14)排水施設	方法 構造 放流先名及び管理者						
	(15)給水施設							
	(16)ガス供給施設							
	(17)公園緑地広場							
	(18)街路照明							
	(19)消火水							
	(20)公益的施設							
	(21)その他							
(22)備考								

裏 面

備 考

- 1 (4)目的欄には、開発区域の使用目的及び分譲、建売又は社員住宅の別を記入してください。
- 2 (5)基本方針欄には、計画上特に配慮した点を記入してください。
- 3 (6)地域(地区、街区等)欄には、用途地域その他の区分名等を記入してください。
- 4 (9)土地の地形、地質及び措置欄には、土地の勾配、切土又は盛土の別並びに土の置換え、擁壁等の措置を記入してください。
- 5 (11)備考欄には、現況図の補足説明を記入してください。
- 6 (12)街区の計画欄には、宅地の区割の大きさ及び数を記入してください。
- 7 (13)道路欄には、幅員(すべての種類)、延長距離、最大縦断勾配、路面の仕上等を記入してください。
- 8 (14)排水施設欄には、直角式、しゃ集式、放射式等の方法の別及び排水管の材料等の構造を記入してください。
- 9 (17)公園、緑地又は広場欄には、公園、緑地又は広場の別並びにその中に設ける施設等を記入してください。
- 10 (19)消火水欄には、消防活動のための水の供給方法、消火栓、防水用水等を記入してください。
- 11 (20)公益的施設欄には、教育、医療、購買等の施設を予定している場合にその施設を記入してください。
- 12 (21)その他の欄には、汚水処理施設等がある場合に、その種類、概要等を記入してください。

様式第7号（第9条関係）

関係権利者の同意書

開発許可申請者氏名

（ ）の施行に係る開発行為については、異議がないのでその施行に同意します。

権利の対象物	所在及び地番	面積 (用途)	権利の種類	同意年月日	権利者の住所、氏名	印

様式第 8 号 (第 9 条関係)

開 発 登 録 簿 (調 書)

開発許可年月日、 番号	年 月 日 第 号	地位の承継承認 年月日、番号	年 月 日 第 号	変更
開発許可を受けた 者の住所、氏名		地位の承継者の 住所、氏名		
工 事 施 行 者 住 所、氏 名				
工 事 設 計 者 住 所、氏 名				
開発区域に含まれる地域の名称及び面積				
予 定 建 築 物 等 の 用 途				
開 発 の 目 的				
都市計画法第 41 条第 1 項の 建築制限の内容				
許 可 条 件				
工 事 完 了 検 査	工 事 名			
	工 事 完 了 年 月 日			
	工 事 完 了 検 査 年 月 日			
	検 査 済 証 交 付 年 月 日			
	公 告 年 月 日			
備考				

様式第9号(第4条、第9条関係)

50 セ ン チ メ ー ト ル 以 上	開 発 許 可 標	
	許 可 年 月 日 番 号	年 月 日 第 号
	工 事 の 場 所	
	施 工 面 積	
	工 事 予 定 期 間	
	工 事 施 行 者	
	工 事 設 計 者	
	工 事 管 理 者	
	工 事 の 名 称	
	許 可 を 受 け た 者	
	80 センチメートル以上	

年 月 日

大館市長 様

申請者 住 所

氏 名

工事完了公告前建築等承認申請書

都市計画法第 37 条第 1 号の規定により、建築物(特定工作物)の着工の承認を受けたいので、申請します。

開発許可を受けた地域の名称	
開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為の工事予定年月日	年 月 日
建築物(特定工作物)の敷地の名称	
建築物(特定工作物)の概要	
工 事 の 状 態	
理由	

年 月 日

大館市長 様

申請者 住 所

氏 名

建築制限緩和許可申請書

都市計画法第 41 条第 2 項ただし書の規定により、建築制限の緩和の許可を受けたいので、申請します。

開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
定められた制限の内容	
建築物の用途	
建築物を建築しようとする土地の所在及び地番	
許可を受ける具体的内容	
申請の内容	

建 築 物 概 要 書

主 要 用 途		敷地面積との比	パーセント
\	建 築 面 積	延 べ 面 積	敷 地 面 積
申 請 部 分	平方メートル	平方メートル	\
申請以外の部分			
合 計			平方メートル

建 築 物 の 棟 別 の 概 要

棟 番 号	用 途	工 事 種 別	構 造	階 数	建 築 面 積	延 べ 面 積	外壁の 仕 上 げ	最 高 の 高 さ
					平方メートル	平方メートル		メートル

備 考

年 月 日

大館市長 様

申請者 住 所

氏 名

予定建築物等以外の建築（建設、用途変更）許可申請書

都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定により、予定建築物等以外の建築（建設、用途変更）の許可を受けたいので、申請します。

開発許可を受けた地域の名称	
開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可を受けた建築物（特定工作物）の用途	
予定建築物等以外の建築物（特定工作物）の用途	
理 由	

大館市長 様

申請者 住 所

氏 名

地位承継承認申請書

開発許可を受けた者から、開発行為に関する工事を施行する権原を取得したことから、都市計画法第 45 条の規定により、当該開発許可に基づく地位を承継したので、承認を受けたく申請します。

許可を受けた者の住所及び氏名	
許可を受けた土地の所在及び地番	
開発許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可の種類	
申請の理由	

3. 大館市開発指導要綱 様式

様式第1

公共施設管理予定者協議書

大館市開発指導要綱により新たに設置する公共施設及び既存公共施設について、次のとおり協議いたします。

年 月 日

大 館 市 長 様

協議者 住 所
氏 名

開発区域に含まれる名称		
公共施設の名称		
協議項目	協議内容	協議結果(条件)
設計		
管理方法		
土地の寄附		
費用の負担		
その他		
管理予定者 住所・氏名	印	

開発行為事前協議書

<p style="text-align: center;">地内の開発行為をしたいので、都市計画法第32条の規定に基づき、 同法第39条及び40条に関し、別添計画書より協議します。</p> <p>・大館市開発指導要綱により、次のとおり協議します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">大館市長 様</p> <p style="text-align: right;">協議者 住所 氏 名</p>		
開 発 行 為 の 概 要	1 開発行為に含まれる地域の名称	
	2 開 発 区 域 の 面 積	
	3 予 定 建 築 物 の 用 途	
	4 工 事 施 工 者 住 所 氏 名	
	5 工 事 着 手 予 定 年 月 日	
	6 工 事 完 了 予 定 年 月 日	
	7 自己の居住又は業務の用に供するもの否かの別	
	8 その他必要な事項	
※受付番号	年 月 日 都収第 号	
※許可番号	年 月 日 都収第 号	

- 備考 1 ※印のある欄は記載しないこと。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、農地法・その他の法令による許可認可等を要する場合、その手続きの状況を記載すること。
- 3 この書類には、別紙開発行為事業計画書を添付すること。
- 4 添付図面～位置図、現況図、開発計画図、断面図、給排水施設平面図、公図写

様式第3

開発行為事業計画書

(1)設計者
住所氏名

(2)開発区域に含まれる地域の名称						(3)協議者氏名		
設計方針	(4)目的							
	(5)基本方針							
土地の現況	(6)地域(地区、街区等)	都市計画区域		用途地域		その他		
	(7)地目	区分	宅地	農地	山林	その他	合計	
		面積						
		比率					100%	
	(8)所有別	区分	自己所有	買収予定	地主還元	その他	合計	
		面積						
		比率					100%	
	(9)土地の地形、地質及び措置							
	(10)土地の利用計画	区分	宅地用地	道路用地	公園緑地広場用地	その他	合計	
面積								
比率						100%		
(11)街区の計画								
公共用施設等整備計画	種類	計画概要				管理予定者		
	(12)道路	幅員 延長 勾配 路面 接続道路名及び管理者						
	(13)排水施設	方法 構造 放流先名及び管理者						
	(14)給水施設							
	(15)ガス供給施設							
	(16)公園緑地広場							
	(17)街路照明							
	(18)消火水							
	(19)公益的施設							
	(20)その他							
(21)備考								

開発行為事業計画書記入要領

- 1 (4) 目的欄には、開発区域の使用目的並びに分譲建売及び社員住宅等の別を記入すること。
- 2 (5) 基本方針には、計画上特に配慮した点を記入すること。
- 3 (6)、(7)及び(8)欄には、該当する区分名のところに記入すること。
- 4 (9) 土地の地形、地質及び措置欄には、土地の勾配、切土、盛土の地質並びに土の置換え、よう壁の措置等を記入すること。
- 5 (10) 土地の利用計画欄には、該当する区分名のところに記入すること。
- 6 (11) 街区の計画欄には、宅地の区割の大きさ、数を記入すること。
- 7 (12) 道路欄には、幅員(すべての種類)、延長距離、最大縦断勾配、路面の仕上等を記入すること。
- 8 (13) 排水施設欄には、直角式、しや集式、放射式等の方法の別、種類や構造、放流先名及び管理者との協議が済んでいるか等を記入すること。
- 9 (14) 給水施設欄には、公共上水道、自家水道の別を記入すること。
- 10 (15) ガス供給施設欄には、集団供給、個人施設の別を記入すること。
- 11 (16) 公園、緑地、広場欄には、箇所数、面積、外柵の取付けの種類及びその中に設ける施設等を記入すること。
- 12 (17) 街路照明欄には、設置する街路灯の基数及びワット数を記入すること。
- 13 (18) 消火水欄には、消火活動のための水の供給方法についての消火栓防火用水等の設置、否の場合はその理由を記入すること。
- 14 (19) 公益的施設備には、特に公益的な施設を設けるよう配慮する場合のみその希望等を記入すること。
- 15 (20) その他欄には、生活污水の処理又は公害等に対処する措置について記入すること。
- 16 (21) 備考欄には記入しないこと。

様式第 4

都収第 号

年 月 日

様

大館市長 印

開発行為事前協議承認書

年 月 日付けをもつて協議ありました開発行為は適正と認めるので、次による
手続きをとられるよう通知します。

記

工事完了後、様式第 5 による開発工事完了届(写真とも)を提出すること。

様式第 5

開 発 工 事 完 了 届

大館市長 様

住 所

氏 名 印

年 月 日付け 都収第 号をもつて承認になつた開発行為に関する工事が次のとおり完了したので、届出します。

記

1 開発区域に含まれる地域の名称

2 工事完了年月日 年 月 日

様式第 6

都 収 第 号

年 月 日

様

大館市長 印

開発工事確認書

次の開発工事は、 年 月 日検査の結果大館市開発指導要綱に適合していることを確認する。

記

- 1 協議承認年月日
- 2 工事完了年月日
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
- 4 寄附採納の可否